

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

- 平成 18 年 4 月に、支援費制度による障害者サービスの急激な利用増加への対応と、障害者就労支援および身体・知的・精神の 3 障害サービスの一元化を主眼とした「障害者自立支援法」が施行されました。
- また、同法は、各自治体に、障害福祉サービス等の見込み量と確保のための方策を内容とした「障害福祉計画」の策定を義務付けています。
- こうした状況を踏まえ、区では、平成 19 年 3 月に「練馬区障害者計画」を改定するとともに、「第一期障害福祉計画」と一体的に策定しました。

- 「改定練馬区障害者計画」（平成 19 年 4 月～23 年 3 月）および「第一期障害福祉計画」（平成 19 年 4 月～21 年 3 月）では、その計画目標を「障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し、どんなに障害が重くとも、地域の中で自分らしい自立した生活ができる社会をめざします」とし、障害のある方がいきいきと地域で暮らすことのできる社会をめざし、障害者施策を進めてきました。
- また、この計画の中で「自立」を、「就労による自立」といった形態的なことだけでなく、「自らまたは支援により意思を表明することで、自分らしい生き方を実現することや、その存在が社会を成熟させる力となること」と定義しています。

- 国の基本指針では、平成 20 年度中に、第一期障害福祉計画で見込んだ福祉サービスの量やその確保のための方策、また実施上の課題などの必要な見直しを行い、平成 23 年度を目標とした、第二期障害福祉計画を策定することとしています。
- そこで、練馬区では、「第一期障害福祉計画」の検証を行い、今後取り組む必要のある課題を明らかにし、それに伴うサービス量の見込みやサービスの提供体制、質の向上等の基盤整備を行うため、「第二期障害福祉計画」を策定いたしました。
- なお、「第一期障害福祉計画」は、「練馬区障害者計画」と一体的に策定した経緯から、「第二期障害福祉計画」における計画目標、基本理念は「練馬区障害者計画」を引き継ぐこととしました。
- また、「練馬区障害者計画」における障害福祉サービス等の計画目標値は、「第二期障害福祉計画」の計画目標値をもって、一部修正を行いました。

障害者自立支援法第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供の体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 障害者計画と障害福祉計画の関係について

障害者計画は、障害者の自立と社会参加を図るため、障害者基本法第9条第3項の規定に基づき、障害者に関する基本的な計画として策定した計画です。

障害福祉計画は、障害者基本法の基本理念にのっとり、必要な障害福祉サービスの提供体制を確保するために、障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づき策定した計画です。

(3) 計画期間

- 障害者計画の計画期間は、平成19年度から22年度までの4か年です。
- 第二期障害福祉計画の計画期間は、平成21年度から23年度までの3か年です。
- また、平成23年度中に第二期障害福祉計画の必要な見直しを行い、平成24年度から26年度の3か年の第三期障害福祉計画を策定することとなっています。

(4) 第二期障害福祉計画策定の進め方

区民意見等の把握や庁内での検証等により、第二期障害福祉計画の策定を進めました。

① 区民意見等の把握

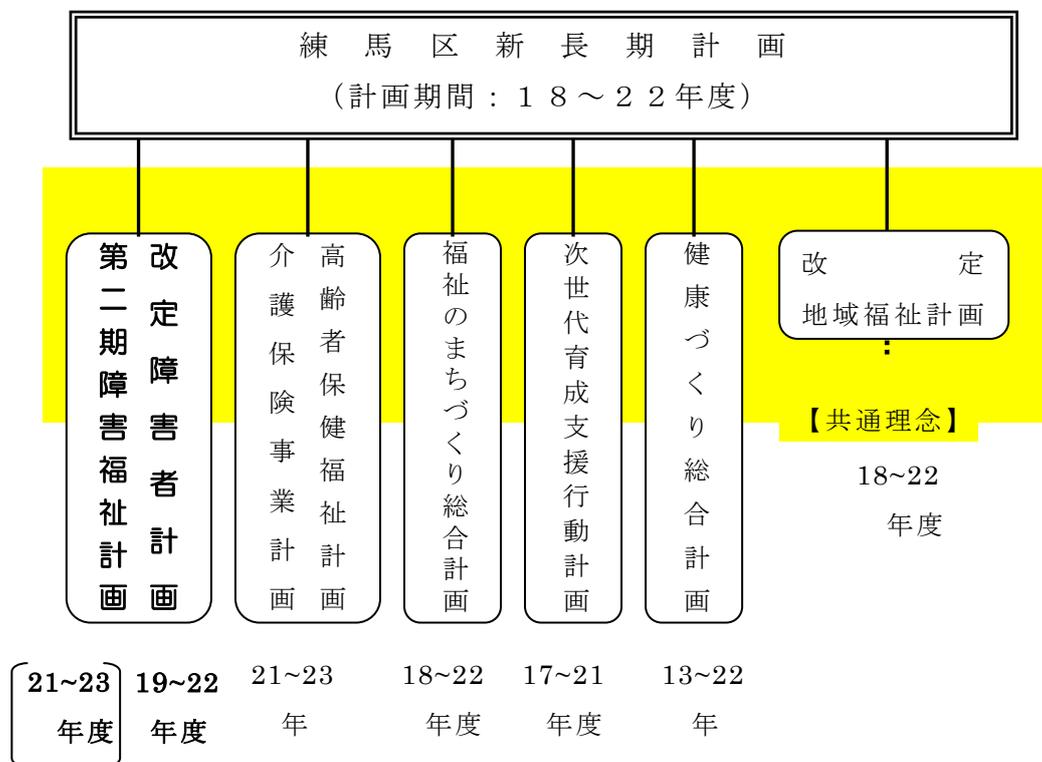
- ア 団体ヒアリング（障害当事者団体、事業者等を対象）
- イ パブリックコメント・素案説明会（区内4か所で実施）
- ウ 障害者地域自立支援協議会（第一期計画の検証と第二期計画への課題・意見）

② 庁内での検討体制

- ア 障害者計画検討委員会の設置
- イ 専門部会（障害福祉計画専門部会）の設置

(5) 他計画との関係

- 障害福祉計画は障害者計画と一体となり、区の長期的・総合的な計画である新長期計画（計画期間：平成18年度から22年度）の障害者施策に関する部門別計画として位置づけられています。
- この計画は、つぎの関連計画と整合性を保ちながら策定しました。



(6) 計画目標

障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し、どんなに障害が重くとも、地域のなかで自分らしい自立した生活ができる社会をめざします。

(7) 計画目標の趣旨

- 障害者自立支援法の成立
- 平成17年10月に成立した障害者自立支援法では、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざしています。この考え方にに基づき、練馬区においても障害者施策の基本的な指針を構築することとしています。

○ 「障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し」とは、

障害は誰でも負う可能性を持ち、障害も社会的ハンディによる個人差であつて、本人の人格とは無関係です。

障害があるという理由で、差別されたり、偏見を持たれたりすることなく、一人ひとりが生まれながらに持っている個性と人格を尊重し、擁護する必要があります。

○ 「どんなに障害が重くとも、地域のなかで自分らしい自立した生活ができる社会」とは、

障害の種類や程度にかかわらず、地域のなかで、その人の状況に応じた適切なサービスや支援を活用しながら、それぞれの個性や能力を発揮し、生きがいをもって、自らの意思で自立した生活を送ることができる社会を表しています。

○ 「自立」とは、

単に、「就労による自立」、「日常生活の自立」、「社会生活の自立」という形態的なことだけではなく、「障害のある方が、自らまたは支援により意思を表明することで、自分らしい生き方を実現することや、その存在が社会を成熟させる力となること」を意味します。

(8) 基本理念

(1) 自己選択・自己決定による利用者本位の支援

心身に障害のある方が、自身の生き方を主体的に選択し、決定できるよう、平成 15 年度から、支援費制度がはじまりました。

これは、従来の行政がサービスの内容を決定する「措置制度」から、利用者自らがサービスを選択・決定する「契約制度」への転換を図ったものでした。

平成 18 年度からは、精神障害者を対象に加え、一元的なサービスの提供を行うため、障害者自立支援法が施行されています。

区では、今後、法の趣旨であるサービスの再編や充実を進めるとともに、障害のある方が障害の状況やニーズに応じたサービスを選択できるよう、利用者本位の支援に努めます。

(2) ケアマネジメントによる相談支援とサービスの提供

サービスを総合的に提供するためには、相談支援において、利用者とともに生活上のニーズや生きがいを見つけ出し、サービスへ結びつけていく、ケアマネジメント体制の充実が求められています。

これにより、障害のある方が自分自身で問題解決を図れるような援助や成年後見制度の利用など、利用者の自己選択と権利擁護が適切にできるように支援します。

また、相談支援の充実を図るとともに、利用しやすい場所でサービスの提供ができるように努めます。

(3) 「気づき」と「支えあい」による成熟した社会へ

現在では、障害のある方を様々なかたちで支援する制度や仕組みが整備されてきています。

その一方で、障害のない方も、障害のある方と接することで、今まで認識していなかった社会の中のバリア（障壁）について新たに気づき、立場の違う方の状況を共感的に理解することができます。こうした「気づき」をもとに、区民一人ひとりがともに尊重し合い、支えあう気持ちで、公共交通機関や建物、道路などのバリアフリー化をはじめとする福祉のまちづくりを進め、誰もが暮らしやすい環境づくりを行っていきます。

このように、障害のある方とない方が互いに顔の見える関係をつくり、相手の問題を他人事としてではなく、自分の問題として捉えられる視点や気持ちを持つ成熟した社会が形成できるよう努めます。

(4) 区民や地域との共生を進める障害者施策の実現

区で取り組む障害者施策は、障害福祉に関する方だけではなく、広く区民一般の理解のもと、適宜適切に構築されなければなりません。

また、障害者が地域の一員として生活していくためにも、地域のあらゆる方々と共生し、ともに生きる社会をつくることが重要です。

区では、このような観点から、区民との交流を促進し、地域との共生を進める障害者施策の実現を図るよう努めます。